

御嵩町訓令甲第9号

御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム設置要綱

(名称)

第1条 本会議は、「御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム」（以下「フォーラム」という。）と称する。

(目的)

第2条 フォーラムは、御嵩町内で実施される中央新幹線建設工事に係るトンネル発生土の置き場の安全性について、専門的見地から協議・確認を行うとともに、町民における不安解消や理解促進を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 フォーラムは、別紙に掲げる有識者並びに町長、町議会議長及び中央新幹線建設工事事業者をもって構成する。

(会議)

第4条 フォーラムは、町長が招集する。

2 町長は、必要があると認めるときは、前条で規定する者以外のものの出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

3 配布資料、会議録及び映像情報は、原則として公開とする。ただし、町長が認めるときは非公開とすることができる。

(謝礼及び費用弁償)

第5条 町長は、フォーラムの構成員に対し、予算の範囲内で謝礼及び実費弁償相当額を支給することができる。

(庶務)

第6条 フォーラムの庶務は、リニア中央新幹線を担当する課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、フォーラムの運営に関する事項その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 町長は、この訓令の施行の日前においても、この訓令の施行に関し、必要な準備行為をすることができる。